
今後のPCB廃棄物等の適正な管理及び処理について -JESCO事業終了後の高濃度PCB廃棄物等への対応及び 低濃度PCB廃棄物等に対する今後の対応-

(概要)

令和7年3月14日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

はじめに

1. PCB廃絶に向けた対応の現状と課題

2. 今後の取り組み

2-1. 高濃度PCBに関するJESCO事業後の取り組み

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制構築に向けた検討方針

(2) 制度見直しに向けた検討方針

ア) 無害化認定制度の活用に向けた検討方針

イ) PCB特措法の見直しに向けた検討方針

2-2. 低濃度PCBに関する処理期限後の取り組み

(1) 制度見直しに向けた検討方針

ア) 使用中の低濃度PCB含有製品及び疑い製品について

イ) 低濃度PCB含有塗料を使用した建築物・設備について

終わりに

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制構築に向けた検討方針

- JESCO事業終了後に覚知された少量の高濃度PCB廃棄物を適正に処理するための体制構築に向けて、JESCOや環境大臣による低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設での処理実績や知見を活用して、すでに運営実績もある既存の無害化処理認定施設での処理を念頭に置いて、現存する焼却炉や溶融炉に付加する形での前処理工程の検討を進める。
- 変圧器やコンデンサー等の絶縁油が多く入っている機器については、JESCOで実施しているように、絶縁油を抜油し、部材を筐体から取り出す等、実証試験やリスク評価を踏まえて、安全かつ効率的に無害化処理が可能な方法とする。
- 安定器や溶接機等の小型コンデンサーを部品として利用している機器については、PCBが含まれる小型コンデンサーを安全に取り外し、無害化認定処理施設で実施しているように、小型コンデンサーを焼却または溶融により無害化処理する方法とする。これらは資源回収も同時に行う観点も含めた検討を行う。
- これらの試験結果も踏まえつつ、電気機器等からのPCBを含む絶縁油の抜油や必要な解体などの前処理、及び高濃度PCB油の確実かつ安全な処理技術の確立を進め、実証試験により安全性や作業性等を確認した上で確立された適正な前処理技術（コンデンサーの解体等）を含めた作業方法や手順に関する技術をガイドラインとしてとりまとめる。
- 無害化認定施設で処理を実施するに当たっても、専門家を含めた行政による適切な操業状況の確認や指導・監督、さらにはJESCO事業で実施してきたような情報公開を参考に丁寧に行っていく方策を検討する。

ア) 無害化認定制度の活用に向けた検討方針

- 前処理技術が実証試験結果の評価により確立されると判断できれば、廃棄物処理法に基づく環境大臣無害化認定制度を改正し、安全に処理ができる仕組みをまずは構築する。これにより低濃度PCBと同様に民-民の処理体制に移行する。

イ) PCB特措法の見直しに向けた検討方針

- 高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、覚知後一定期間内に安全かつ確実に処理することを義務付け、自治体の行政指導の対象となるように見直す。
- 新たに覚知される少量で散発的な高濃度PCB廃棄物を新たな処理体制の下で確実に処理を進めることが重要になることから、高濃度PCB廃棄物の届出制度や保管基準の適用は堅持しつつも、使命を終えることになる計画の策定や管理業務等、自治体の事務負担を軽減する観点からの制度見直しも併せて検討する。
- 高濃度PCB廃棄物の処理実績等の情報の管理主体は通常の産業廃棄物と同様に国が一元化してPCB処理に知見のある機関に委託することも考慮する。

(1) 制度見直しに向けた検討方針（電気機器など）

ア) 使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品について

○処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB使用製品及び同疑い製品について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び処分を確実に実施するため、所有者に対する同製品の管理の強化、さらに廃止後の廃棄までのトレーサビリティ確保のためPCB特措法を見直して、以下の仕組みの導入を検討する。

➤ 処理期限後の不適正処理防止のため、使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品に関する届出を義務付ける制度を導入するとともに、使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品の不適切な管理を防止するため管理基準の設定及び基準を遵守させる仕組みの導入

➤ 使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品について使用を止めて廃棄物として廃棄しようとする際に適正処理を確保するため、自治体に廃棄の届出をした後一定期間内に安全かつ確実に処理することを義務付けるとともに、処理後に自治体への報告の義務化

○届出制度においては、煩雑になって自治体や申請者の事務負担を増やさないように、DX化も可能な範囲で取り入れることで情報の効果的・効率的な運用を検討する。

○特にPCB換算で多量のPCBを所有・保管した者については、計画的な処理を求める。

○なお、低濃度PCB含有疑い製品を廃止・廃棄する際に、PCB濃度分析を行い、PCB廃棄物と確認されたものは、今後の判別に参考になる情報を集約するため、含有製品と同様に廃止・廃棄の届出後一定期間内に処理を実施することを求め、PCB非含有が確認された場合はその旨を届け出れば、対象廃棄物はPCB特措法の対象から外れるようとする。

○今後、廃屋の解体等により発覚するPCB含有の電気機器のような、処理責任者が不存在の低濃度PCB廃棄物が覚知された場合に備え、財産権との関係など法的な検討を行った上で、廃棄物処理法に基づく行政代執行の規定を検討する。

2 – 2. 低濃度PCBに関する処理期限後の取り組み

(1) 制度見直しに向けた検討方針（塗膜等）



イ) 低濃度PCB含有塗料を使用した建築物・設備について

○橋梁やタンク等の使用中の建築物・設備の表面に塗布された防錆用のPCB含有塗料については、建築物・設備の補修・更新の際に併せて、塗膜の剥離を計画的に進めるのが望ましく、以下の仕組みの導入を検討する。

➤ 低濃度PCB含有塗料を使用した建築物や設備等を有する者（国、自治体、特定業種企業等）に対して、廃棄後の処理を含めた同建築物・設備の塗膜の管理計画の策定を行い、計画的な処理を促す仕組み及び事業承継・廃止時における管理の承継に関する仕組みの導入

➤ 管理計画の実効性を担保するための同計画に基づく管理・廃棄処理の状況に関する指導を行うことができる行政指導等の規定の導入

○同建築物や設備等の管理者に塗膜の管理計画及び処理計画の提出を求めることで、電気機器でいうPCB特措法の届出と同義として制度を検討する。